

令和3年5月10日開催

# 議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

令和3年5月10日(月)午後2時 田辺市役所第2別館 3階 大会議室

農業委員数19名

出席者19名

1番 山崎 清弘 2番 鈴木 明 3番 棒引 昭治 4番 中嶋 正行  
5番 福嶋 隆 6番 更井 寛司 7番 廣田 純一郎 8番 瀧本 和明  
9番 田中 壽一 10番 青木 登 11番 日下 崇 12番 玉置 伸  
13番 上森 力 14番 山本 敏夫 15番 高田 幸安 16番 川井 洋之  
17番 長嶺 博司 18番 松本 平男 19番 峯園 五郎

欠席者

事務局 局長 岡内伸午 農地係長 松平忠敏 事務員 井戸克典

会議録署名委員 3番 棒引 昭治 4番 中嶋 正行

議 長 皆さんこんにちは、5月に入って梅の収穫準備や田植えなど忙しくなってくる時期ですが、コロナウイルスについて田辺保健所管内でも感染者が出ている状況ですので、皆さんも十分お気を付けください。

はい、それでは早速議案審議に入ります。では最初に農用地利用集積計画の合意解約の報告について、事務局から説明をお願いします。

農振課 岡本 それでは、農用地利用集積計画の合意解約について報告させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、972㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和3年4月12日です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、3,276㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は令和3年4月24日です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、4,009㎡の内3,554㎡、他1筆、合計3,912㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和3年4月20日です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、360㎡、他4筆、合計1,353㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和3年3月1日です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、6,100㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和3年4月14日です。以上5件報告いたします。

議 長 ありがとうございます。只今の合意解約について、ご意見ご質問ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、ご報告とさせていただきます。続きまして、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について事務局から説明をお願いします。

農振課 岡本 それでは、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、1,290㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、

賃貸借の野菜、年間10,000円、口座払い、期間は令和3年6月1日から令和8年5月31日の更新です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,709㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和3年6月1日から令和8年5月31日の新規です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、548㎡、他1筆、合計1,589㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は令和3年6月1日から令和8年9月30日の新規です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、638㎡、他9筆、合計3,142㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅・水稲・野菜、期間は令和3年6月1日から令和5年12月31日の更新です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、892㎡、他1筆、合計1,254㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は令和3年6月1日から令和8年4月30日の新規です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、223㎡、他1筆、合計675㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は令和3年6月1日から令和8年4月30日の新規です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、226㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は令和3年6月1日から令和8年4月30日の新規です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、265㎡、他1筆、合計446㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は令和3年6月1日から令和8年4月30日の新規です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、347㎡、他3筆、合計2,256㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稲、全体で年間15,000円、持参払い、期間は令和3年6月1日から令和4年5月31日の新規です。10番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、811㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は令和3年6月1日から令和8年5月31日の新規です。11番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、302㎡、他1筆、合計1,416㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和3年6月1日から令和12年5月31日の新規です。12番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、6,961の内3,525㎡、他1筆、合計4,240㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のみかん、期間は令和3年6月1日から令和12年5月31日の新規です。13番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、3,206の内2,036㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のみかん、期間は令和3年6月1日から令和12年5月31日の新規です。14番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、1,005㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は令和3年6月1日から令和9年5月31日の新規です。15番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、972㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は令和3年6月1日から令和9年5月31日の新規です。16番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,987㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸

借のみかん、期間は令和3年6月1日から令和13年5月31日の新規です。17番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,085㎡、他10筆、合計14,522㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅・みかん・すもも、期間は令和3年6月1日から令和13年5月31日の新規です。18番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、3,293㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間30,000円、口座払い、期間は令和3年6月1日から令和33年5月31日の新規です。19番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、1,272㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は令和3年6月1日から令和6年5月31日の新規です。合計19件、47筆、44,141㎡、貸し手16名、借り手8名です。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 長 はい、ありがとうございます。それでは、利用権の設定について逐条審議をお願いしますが、〇〇〇〇委員の案件がございますので、7番と8番を除いて逐条審議をお願いします。それでは1番から。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。更新ですので異議ございません。

議長 長 2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議長 長 3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議長 長 4番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議長 長 5番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。5番、6番異議ございません。

議長 長 9番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議長 長 10番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。10番から13番異議ございません。

議長 長 14番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。14番、15番異議ございません。

議長 長 16番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。16番異議ございません。

議長 長 17番、18番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。17番、18番について異議ございません。

議長 長 19番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。19番異議ございません。

議長 長 はい、以上17件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議長 長 それではそのようにさせていただきます。では、〇〇〇〇委員は退席をお願いします。

(〇〇〇〇委員退席)

議 長 それでは、7番と8番について逐条審議をお願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。7番と8番について、異議ございません。

議 長 はい、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それではそのようにさせていただきます。  
(〇〇〇〇委員着席)

議 長 続きまして、所有権移転の申し出がございましたので事務局からの説明をお願いします。

農振課 岡本 田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による所有権移転について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 982㎡、他1筆、合計5, 989㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、利用目的は梅、対価は350万円、支払方法、支払期限は口座払い、令和3年5月25日、所有権移転の時期は令和3年5月25日です。合計1件、2筆、5, 989㎡、売り手1名、買い手1名です。以上、ご審議よろしくをお願いします。

議 長 それでは、所有権移転について逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。これはあっせんによる所有権移転でございますので異議ございません。

議 長 はい、以上1件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それではそのようにさせていただきます。以上で基盤法に関わる議案は終了いたしました。岡本君ありがとうございました。  
(岡本退席)

議 長 はい、それでは定例委員会に移りたいと思います。本日は欠席委員さんにはございません。本日の会議録署名委員に、3番棒引委員さん、4番中嶋委員さんよろしくお願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第4条申請について、議案第3号農地法第5条申請について、議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願いについて、議案第5号農地等売渡あっせん申し出について、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、報告第2号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議について、報告第3号農地法施行規則第29条第1項第1号による届出についてを上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願いします。

井戸 事務員 1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は4, 972㎡、他5筆、合計26, 106㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は357㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。3番、〇

〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,461㎡、他2筆、合計5,525㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,466㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,300㎡、他2筆、合計3,839㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,927㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は946㎡、他3筆、合計21,111㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は4,009の内3,554㎡、他1筆、合計4,367の内3,912㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。9番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は476㎡、他13筆、合計2,084.83㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。10番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は366㎡、他2筆、合計690㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。11番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は169㎡、他1筆、合計253㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。12番、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は139㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。13番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は819㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。以上13件について、申請書及び添付書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしくお願ひ申しあげます。

議 長  
〇〇番 委員  
議 長  
〇〇番 委員  
議 長  
〇〇番 委員  
議 長  
〇〇番 委員  
議 長  
〇〇番 委員

はい、ありがとうございます。それでは第3条申請の逐条審議をお願いします。1番。  
〇〇番〇〇です。異議ございません。  
2番。  
〇〇番〇〇です。2番、3番異議ございません。  
4番。  
〇〇番〇〇です。4番について異議ございません。  
5番。  
〇〇番〇〇です。5番、6番について異議ございません。  
7番。  
〇〇番〇〇です。7番、8番について異議ございません。

議 長 9番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 10番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 11番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。11番、12番異議ございません。

議 長 13番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。13番について番異議ございません。

議 長 以上、議案第1号農地法第3条申請13件異議なしとのことをございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第2号農地法第4条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

松平 係長 6ページをお願いします。議案第2号農地法第4条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は980㎡、他1筆、合計1,234㎡、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は共同住宅2棟、駐車場等1,234㎡、着工日、工事期間は許可日より6ヶ月以内、農用地の内外は令和3年3月12日抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周辺に住宅が連たんして立地している区域に近接した農地で、第2種農地です。以上1件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第4条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。5月6日午前9時前に、〇〇〇〇委員さん、局長及び係長と合流し、4条申請1件、5条申請10件、2条申請2件、合計13件の案件を現地調査してきました。それでは4条申請について報告させていただきます。申請地は〇〇〇〇より南西へ約800mのところであり、現況は休耕田です。隣接の状況及び周囲への影響についてですが、東側は田、西側及び南側は市道、北側は田、畑、里道となっております。隣接農地の同意はすべてもらっており、水利同意も〇〇〇〇水利組合からもらっております。転用理由については、申請人は高齢のため、農地を管理することが困難となっており、共同住宅用地として転用するものです。転用内容は、共同住宅2棟、12戸、駐車場18台分で、17cmから37cm盛土します。排水については、合併浄化槽で処理後、雨水とともに南側の市道側溝に放流することです。許可相当と思われます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは第4条申請の逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現調委員さんの報告通りで異議ございません。

議 長 議案第2号農地法第4条申請1件異議なしとのことをございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員	全員	異議なし。
議	長	それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第3号農地法第5条申請について事務局の説明をお願いします。
松平	係長	7ページをお願いします。議案第3号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が雑種地、面積は101㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は駐車場3台、101㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は令和3年3月12日抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は中山間地域にある小集落の農地で、第2種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は232㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟・駐車場等、232㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は当初抜きです。隣接同意、水利同意はございます。この土地は中山間地域にある小集落の農地で、第2種農地です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は281㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟・駐車場等、281㎡、着工日、工事期間は許可日より6ヶ月以内、農用地の内外は令和3年3月12日抜きとなっています。隣接同意、水利同意は不要です。この土地は中山間地域にある小集落の農地で、第2種農地です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は678㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟・駐車場等、678㎡、着工日、工事期間は許可日より6ヶ月以内、農用地の内外は令和3年3月12日抜きとなっています。隣接同意はございます、水利同意は不要です。この土地は中山間地域にある小集落の農地で、第2種農地です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,106㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は共同住宅2棟・駐車場等、1,106㎡、着工日、工事期間は許可日より6ヶ月以内、農用地の内外は用途外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は都市計画用途地域内（第一種住居地域）にありますので、第3種農地です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は270㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は駐車場7台・資材置場、270㎡、着工日、工事期間は許可日より6ヶ月以内、農用地の内外は令和3年3月12日抜きとなっています。隣接同意は不要、水利同意はございます。この土地は周辺に事業の用に供する施設や住宅が連たんして立地している区域に近接した農地で、第2種農地です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は202㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟・駐車場等、202㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は令和3年3月12日抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。

この土地は中山間地域にある小集落の農地で、第2種農地です。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は733㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設733㎡、49.5kw、パネル300枚、着工日、工事期間は許可日より3ヶ月以内、農用地の内外は当初抜となっています。隣接同意はございます、水利同意は不要です。この土地は中山間地域にある小集落の農地で、第2種農地です。9番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は963㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設963㎡、49.5kw、パネル300枚、着工日、工事期間は許可日より3ヶ月以内、農用地の内外は当初抜となっています。隣接同意はございます、水利同意は不要です。この土地は中山間地域にある小集落の農地で、第2種農地です。10番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は499㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は駐車場7台、499㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は用途外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は中山間地域にある小集落の農地で、第2種農地です。以上10件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。1番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。私は1番から7番までを報告させていただきます。1番、申請場所は〇〇〇〇より東へ約800mのところ、現況は雑種地となっています。隣接の状況及び周囲への影響については、東側は市道、西側は畑、南側は市道、北側は畑、宅地、里道となっております。隣接農地の同意はすべてあり、水利同意については〇〇〇〇区長からもらっております。転用理由については、譲渡人は、相続により取得したが耕作することができず、売却を考えていたところ、譲受人からの要望もあり、駐車場用地に転用するものです。転用内容は、駐車場3台分で、切土盛土はありません。排水については、雨水は自然浸透させるということです。許可相当と思われます。2番、申請場所は〇〇〇〇より西へ約600mのところ、現況は畑です。隣接の状況及び周囲への影響については、東側は畑ですが貸人の所有地、西側は市道、南側は宅地、北側も畑ですが貸人の所有地です。水利同意については〇〇〇〇水利組合の同意をもらっております。転用理由については、居宅新築のため適地を探していた孫からの要望を受け、住宅用地として使用貸借するということです。期間は30年間です。転用内容は、住宅1棟、盛土93cmです。排水については、合併浄化槽で処理した後、雨水とともに西側市道側溝へ放流します。許可相当と思われます。3番、申請場所は〇〇〇〇より北へ約600mのところ、現況は畑です。隣接の状況及び周囲への影響については、東側は公衆用道路と畑ですが譲渡人の所有で、西、南、北も譲渡人の所有する畑です。水利同意は不要となっ

ております。転用理由については、譲受人である息子夫婦は、譲渡人と同居していますが、子供の成長とともに手狭となってきたことから、この度、住宅用地として転用するものです。転用内容は、住宅1棟、切土30cm、盛土90cmです。排水については、合併浄化槽で処理した後、雨水とともに南側河川へ放流します。許可相当と思われます。4番、申請場所は〇〇〇〇より東へ約400mのところ、現況は休耕畑です。隣接の状況及び周囲への影響については、東側は畑、西側は宅地、南側は畑と市道、北側は公衆用道路です。隣接農地の同意はすべてあり、水利同意は不要となっております。転用理由については、譲受人である息子夫婦は、〇〇〇〇で賃貸住宅に居住していますが、子供の就学等の理由から、この度、住宅用地として転用するものです。転用内容は、住宅1棟、切土、盛土はありません。排水については、合併浄化槽で処理した後、雨水とともに北側道路側溝へ放流します。許可相当と思われます。5番、申請場所は〇〇〇〇より南へ約1kmのところ、現況は畑です。隣接の状況及び周囲への影響については、東側は畑、西側は市道、南側は宅地、北側は畑です。隣接農地の同意はすべてあり、水利同意については〇〇〇〇水利組合の同意をもらっております。転用理由については、譲渡人は平成25年に相続しましたが、その後農地として利用することができず、この度、譲受人からの要望もあり、共同住宅用地として転用するものです。転用内容は、共同住宅2棟、12戸、駐車場16台分、盛土35cm～55cmです。排水については、合併浄化槽で処理した後、雨水とともに西側市道側溝へ放流します。許可相当と思われます。6番、申請場所は〇〇〇〇より南へ約500mのところ、現況は田です。隣接の状況及び周囲への影響については、東側は宅地、西側、南側、北側は市道です。水利同意については〇〇〇〇水利組合の同意をもらっております。転用理由については、申請地は紀勢自動車道の収用に伴って、残地となった農地で耕作に不向きとなっていたところ、この度、譲受人の要望もあり、駐車場及び資材置場用地として転用するものです。転用内容は、駐車場7台分及びサッシ用資材置場、盛土70cmです。排水については、雨水は自然浸透とします。許可相当と思われます。7番、申請場所は〇〇〇〇より北へ約1.8kmのところ、現況は休耕畑です。隣接の状況及び周囲への影響については、東側及び西側は貸人所有の畑で、南側は県道、北側は畑と水路です。隣接農地の同意はすべてあり、水利同意については〇〇〇〇水利組合の同意をもらっております。転用理由については、居宅新築のため適地を探していた息子からの要望を受け、住宅用地として使用貸借することです。期間は30年間です。転用内容は、住宅1棟、切土、盛土なしです。排水については、合併浄化槽で処理した後、雨水とともに北側水路へ放流します。許可相当と思われます。私の報告分は以上です。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。8番以降について報告させていただきます。8番、申請地は〇〇〇〇より北へ約400mのところ、現況は畑です。隣接の状況及び周囲への影響については、東側は公衆用道路、西側は畑と宅地、南側は畑、北側は譲渡人所有の畑と里道となっております。隣接農地

の同意はすべてもらっており、水利同意は不要です。転用理由については、譲渡人は高齢のため、営農の縮小を考えていたところ、この度、譲受人からの要望もあり、太陽光発電施設用地として転用するものです。転用内容は、太陽光発電施設、パネル300枚、49.5kW発電設備で、切土、盛土はありません。排水については、雨水は自然浸透させるということです。許可相当と思われます。9番、申請地は〇〇〇〇より北へ約400mのところであり、現況は畑です。隣接の状況及び周囲への影響についてですが、東側は公衆用道路、西側は畑と里道、南側は畑、北側は畑と里道となっております。隣接農地の同意はすべてもらっており、水利同意は不要です。転用理由については、譲渡人は高齢のため、営農の縮小を考えていたところ、この度、譲受人からの要望もあり、太陽光発電施設用地として転用するものです。転用内容は、太陽光発電施設、パネル300枚、49.5kW発電設備で、切土、盛土はありません。排水については、雨水は自然浸透させるということです。許可相当と思われます。10番、申請地は〇〇〇〇より西へ約350mのところであり、現況は畑です。隣接の状況及び周囲への影響についてですが、東側は山林、西側は宅地、南側も宅地、北側は畑となっております。隣接農地の同意はすべてもらっており、水利同意については〇〇〇〇会長の同意をもらっています。転用理由については、譲渡人は相続により取得しましたが、県外に居住しているため、売却を考えていたところ、この度、隣接地で譲受人が経営するレストラン用の駐車場用地として転用するものです。転用内容は、駐車場7台分で、切土70cm、盛土1mを行います。排水については、雨水は自然浸透させるということです。許可相当と思われます。以上です。

議 長  
〇〇番 委員

はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。〇〇番〇〇です。現調委員さんの意見のとおりでありますので異議ございません。

議 長  
〇〇番 委員

2番。〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長  
〇〇番 委員

3番。〇〇番〇〇です。3番、4番について異議ございません。

議 長  
〇〇番 委員

5番。〇〇番〇〇です。5番から7番について異議ございません。

議 長  
〇〇番 委員

8番。〇〇番〇〇です。8番、9番について異議ございません。

議 長  
〇〇番 委員

10番。〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長

はい、以上議案第3号農地法第5条申請10件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員  
議 長

異議なし。  
はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について事務局の説明をお願いします。

松平 係長 1 1 ページをお願いします。議案第 4 号農地法第 2 条の規定による農地で  
ない旨の証明願についてです。1 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地  
目は登記簿が畑、現況が雑種地、面積は 4 2 m<sup>2</sup>、他 1 筆、合計 3 9 9 m<sup>2</sup>、  
申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、申請地は、平成 1 3 年頃から耕作しておらず、  
傾斜地であったことから利用も限られ、モミジなどを植栽し現在に至って  
います。2 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況  
が宅地、面積は 8 4 m<sup>2</sup>、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、申請地は、平成 4 年  
頃から耕作しておらず、平成 8 年 1 0 月に亡き父が居宅を建設する際に住  
宅用敷地として利用され、現在に至っています。以上 2 件、ご審議の程よ  
ろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見  
を賜りたいと思います。お願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。農地法第 2 条の規定による農地でない旨の証明願いの報  
告をさせていただきます。1 番、申請地は〇〇〇〇より北へ約 2. 7 k m  
のところであり、現況は雑種地です。隣接の状況及び周囲への影響につ  
いてですが、東側は山林、西側は市道、南側は田、北側は山林となっております。  
非農地となった経緯は、申請地は平成 1 3 年ごろから耕作しておら  
ず、傾斜地であったことから利用も限られ、モミジなどを植栽し現在に至  
っています。近隣住民及び地元農業委員の証明もありますので許可相当と  
思われます。2 番、申請地は〇〇〇〇より北へ約 2. 3 k mのところにあ  
り、現況は宅地です。隣接の状況及び周囲への影響についてですが、東側  
は宅地、西側は市道、南側は宅地、北側は宅地と里道となっております。  
非農地となった経緯は、申請地は平成 4 年ごろから耕作しておらず、平成  
8 年 1 0 月に亡き父が居宅を建設する際に、住宅用敷地として利用され、  
現在に至っています。近隣住民及び地元農業委員の証明もありますので許  
可相当と思われます。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1 番。  
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1 番について、異議ございません。

議 長 2 番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。2 番について、異議ございません。

議 長 はい、議案第 4 号農地法第 2 条の規定による農地でない旨の証明願 2 件、  
異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょ  
うか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、議案第 5 号農地  
等売渡あっせん申し出について、事務局からの説明をお願いします。

松平 係長 1 2 ページをお願いします。1 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目  
は登記簿、現況共に畑、面積は 6, 1 0 0 m<sup>2</sup>、他に 1 筆、合計面積は 9,  
5 5 9 m<sup>2</sup>です。作物はみかんと梅、1 0 アール当たり収穫量はみかんが 4,  
0 0 0 k g、梅が 1, 5 0 0 k g、希望価格は合計 5 0 0 万円です。所有者は〇〇〇、〇〇〇〇  
です。2 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目  
は登記簿、現況共に畑、面積は 2, 1 9 9 m<sup>2</sup>、他に 3 筆、合計面積は 4,

6 1 4 m<sup>2</sup>です。作物はみかん、1筆は休耕となっており、10アール当たり収穫量は1,500kgと500kg、希望価格は合計125万円です。所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。以上2件、ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長  
〇〇番 委員

それでは、地元委員さんの状況説明をお願い致します。1番。  
〇〇番〇〇です。申請地は2筆あり農道を挟む形で分かれており、ミカン畑と梅畑となっています。ミカン畑、梅畑ともにモノラック、スプリンクラーがあり、農道も来ています。ミカン畑は西向きが主となっており一部が南向きで、梅畑は南向きとなっています。農地等売渡あっせんの申出理由については、後継者の確保が困難なため、今のいい状態のときに売り渡したいとのことです。以上です。

議 長  
〇〇番 委員

はい、ありがとうございます。2番。  
〇〇番〇〇です。申請地は〇〇〇〇の奥のミカン畑で、4筆ありますが一塊になっており向きは東向きです。モノラック、スプリンクラーはありませんが、農道は来ております。農地等売渡あっせん申出の理由については、申出人の方も高齢になり耕作が困難になってきたため売り渡したいということです。以上です。

議 長

ありがとうございます。それでは議案第5号農地等売渡あっせん申し出2件につきまして、あっせんすることにご異議ございませんか。

委員 全員  
議 長

異議なし。  
ないようですので、あっせん委員さんを私の方から指名させてもらってよろしいでしょうか。

委員 全員  
議 長

異議なし。  
それでは1番は〇〇〇〇の案件ですので、地元の〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、この3名をお願いします。2番は〇〇〇〇の案件ですので、地元の〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、隣接で〇〇〇〇委員さんをお願いします。以上あっせんについて、委員さん方ご苦労ですが、よろしく申し上げます。続きまして、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、事務局からの説明をお願いします。

松平 係長

13ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は15,902m<sup>2</sup>、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は令和3年4月23日、価格は100万円です。あっせん委員は〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員です。以上1件、ご報告申し上げます。

議 長

ありがとうございます。あっせん委員さん大変ご苦労様でした。只今の報告についてあっせんの顛末をお願いします。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。4月23日に売渡人、買受人、〇〇〇〇推進委員、〇〇〇〇推進委員と私の五人で私の自宅で話し合いを行いました。結果については、売渡人からは「もう耕作することができないので100万円がいい。」という話があり、100万円で落ち着きました。以上です。

議 長

ありがとうございました。只今の報告について、ご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声あり。)

議 長 ないようですので農地等売渡あっせん成立の報告とさせていただきます。続きまして、報告第2号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議について、事務局からの説明をお願いします。

松平 係長 14ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は885㎡の内4.00㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借権の設定、無線機器一式、コンクリート柱1本、機器装置一式。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は321㎡の内4.00㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借権の設定、無線機器一式、コンクリート柱1本、機器装置一式。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は968㎡の内4.00㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借権の設定、無線機器一式、コンクリート柱1本、機器装置一式。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は1,721㎡の内11.22㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、発電電力送電用の管路等の敷設。以上4件、ご報告申し上げます。

議 長 有難うございます。只今の報告について、ご意見、ご質問ございませんか。  
(なしの声あり。)

議 長 ないようですので報告とさせていただきます。続きまして、報告第3号農地法施行規則第29条第1項第1号による届出について、事務局からの説明をお願いします。

松平 係長 16ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が宅地、面積は1,100㎡の内103.37㎡、届出人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は農業用倉庫1棟63.16㎡、転用面積103.37㎡です。以上1件、ご報告申し上げます。

議 長 有難うございます。ただいまの報告について、ご意見、ご質問ございませんか。  
(なしの声あり。)

議 長 ないようですので報告とさせていただきます。それではその他の案件でございます。4月の県の農業会議に提出致しました5条申請8件が無事答申されましたことご報告申し上げます。予定しておりました案件すべて終了しましたが、皆さん方から、何かございませんか。無ければ、事務局から報告があればお願いします。

岡内 局長 特にごございません。

議 長 ないようですので、本日はこれで閉会致します。長時間に亘り慎重にご審議いただきまして有難うございました。

午後 3 時終了